

令和 8 年度第 1 回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 令和 8 年 6 月 23 日

開 催 場 所 大阪府大手前庁舎本館 5 階 正庁の間
オンライン会議システム併用

令和 8 年度第 1 回大阪府環境審議会

令和 8 年 6 月 23 日

司会（田淵参事） 定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年度第 1 回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課の田淵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部部長の原田より御挨拶申し上げます。

原田環境農林水産部長 皆さん、こんにちは。大阪府環境農林水産部長の原田でございます。令和 8 年度の第 1 回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から、本府の環境農林水産行政をはじめ、府政全般に御支援と御協力を賜っていますことを厚く御礼申し上げます。

本審議会の委員の皆様におかれましては、本年 6 月 1 日付で改選がございました。新たに 8 名の学識者の方と 5 名の府議会議員の皆様に御就任いただいております。後ほど会長を選任させていただきますが、新会長のもと、多岐にわたる御審議となりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大阪府におきましては、大阪・関西万博後の新たな時代にふさわしい環境行政を進めていくため、本審議会での答申や御議論を踏まえ、昨年度に大阪府環境総合計画を改定いたしますとともに、2050 年のカーボンニュートラル達成に向けまして、大阪府地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス削減目標を国を上回る形で新たに設定するなど、計 6 件の環境関連計画を策定・改定いたしました。委員の皆様には、それぞれの御専門の分野から多くの貴重な御意見を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。

これらの計画の実現に向けまして、カーボンニュートラルの取組を加速いたしますとともに、ネイチャーポジティブの達成やサーキュラーエコノミーの実

現など、新たな課題に積極的に取り組んでまいります。

また、本年11月には四大行幸啓の1つでございます「全国豊かな海づくり大会（魚庭の海おおさか大会）」が大阪で初めて開催されます。水産資源の保護・管理の重要性に加えまして、大阪がこれまで先駆的に取り組んでまいりました海洋プラスチックごみ削減の取組やブルーカーボン生態系の創出などの取組をしっかりと全国へ発信してまいります。

本日は、「今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方」と「建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方」、この2点について諮問をさせていただきます。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（田淵参事） それでは、本日の会議進行に当たってのお願い事項について御説明いたします。

本日は、オンラインを併用した会議の開催とさせていただきます。

本日の資料につきましては、オンライン出席の委員の皆様方には事前にメールでお送りしており、会場に御出席の委員の皆様方にはお手元にタブレットで閲覧できるように御準備させていただきます。

資料の一覧は事前に配付させていただきました議事次第でございます。不足等ございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。お配りしております「大阪府環境審議会委員名簿」を御覧ください。

「学識経験のある者」とする委員の皆様におかれましては、任期が2年のため、本年6月1日付で新たに本審議会委員に御就任をいただいております。時間の都合もありますので、本年1月に開催いたしました令和7年度第3回の環境審議会以降に新たに御就任いただいた委員の皆様について、御紹介をさせていただきます。

まず、学識経験のある者として御就任いただきました委員の御紹介でございます。

近畿大学の東委員でございます。

東委員 近畿大学の東でございます。よろしくお願いします。

司会（田淵参事） 大阪教育大学の石川委員でございます。

石川委員 石川でございます。よろしくお願いいたします。

司会（田淵参事） 一般財団法人G R I 財団の伊藤委員でございます。

伊藤委員 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

司会（田淵参事） 大阪公立大学の加我委員でございます。

加我委員 加我でございます。よろしくお願いします。

司会（田淵参事） 大阪商工会議所の玉川委員でございます。本日は御欠席となつてございます。

続きまして、大阪公立大学の櫻木委員でございます。

櫻木委員 大阪公立大学の櫻木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（田淵参事） 大阪公立大学の鍋島委員でございます。

続きまして、大阪産業大学の花嶋委員でございます。

続きまして、新たに御就任いただきました府議会議員の委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

くすのき委員でございます。

くすのき委員 よろしくお願いいたします。

司会（田淵参事） 堀江委員でございます。

続きまして、西元委員でございます。

西元委員 よろしくお願いします。

司会（田淵参事） 渡辺委員でございます。

渡辺委員 渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（田淵参事） 吉田委員でございます。

吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いします。

司会（田淵参事） そのほか、幹事の皆様方につきましても、年度替わりなどで変更が生じてございます。御紹介は省略をさせていただきますが、新たに御就任いただいた皆様には名簿のほうに（新）の印をつけておりますので、御確認いただければと思います。

さて、オンラインと会場を含めまして、委員定数37名のうち30名の方の御出

席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、オンラインで御出席の方は、通常はカメラとマイクをオフにしていたいただき、御発言のある際に挙手ボタンを押していただくとともに、会長から指名がございましたらカメラとマイクをオンにして御発言をいただきますようお願いいたします。発言が終わられましたら、カメラとマイクはオフに戻していただきますようによりしくお願いいたします。

御発言の御意向につきましては、事務局において画面表示をもとに確認しておりますが、万一見落としがございましたら、大変申し訳ございませんが、マイクをオンにしてお声がけいただきますようよりしくお願いいたします。

それでは、本日の最初の審議事項であります本審議会の会長の選任に入らせていただきます。

条例第5条第1項の規定によりまして、本審議会の会長が議長となるとしてございますが、このたびの委員改選に伴い、現時点では会長不在のため、会長が選任され、会長代理が指名されるまでの間、事務局で進行させていただきますので、御協力よりしくお願いいたします。

では、本審議会の会長を選任いただきたく、お願いいたします。会長の選任につきましては、条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験のある者として御就任いただいております委員の皆様のうちから選挙で定めていただく必要がございます。

それでは、皆様にお諮りしたいと存じます。どなたか御推薦はございますでしょうか。

近藤委員 (挙手)

司会(田淵参事) 近藤委員、どうぞ。

近藤委員 本環境審議会のほかにも多くの専門機関において委員を歴任されていることと併せて、大阪公立大学の学長として多岐にわたる分野の総括をされており、その経験や見識からも、櫻木委員にぜひ会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

司会(田淵参事) ただいま近藤委員から櫻木委員の御推薦をいただきましたが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会（田淵参事） ありがとうございました。

それでは、櫻木委員に会長をお願いしたいと存じます。櫻木会長には、お手数ですが、会長席のほうにお席をお移りいただきますよう、よろしくお願いいたしますします。

それでは、櫻木会長の方から一言よろしくお願いいたしますします。

櫻木会長 ただいま会長に御推挙賜りました大阪公立大学学長の櫻木と申します。

本審議会は、大阪府にとりましても非常に重要な審議会であると認識しております。都市環境、自然環境、生物多様性含め、大阪府の重要な課題でありますとともに、日本、そして世界全体に関わる課題でもあろうかと思えます。そのような意味で、本審議会を通して、まず大阪から環境問題に対する先進的な提言あるいは対策を示していくということが、今後、社会にも大きく貢献するものと考えておりますので、微力ながら会長として務めさせていただきたく存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

司会（田淵参事） ありがとうございました。

続きまして、条例第4条第3項の規定によりまして、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理するとしておりますので、櫻木会長に会長代理の御指名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたしますします。

櫻木会長 私といたしましては、大阪公立大学の益田晴恵委員をお願いしたいと存じます。

司会（田淵参事） ありがとうございます。

それでは、益田委員に会長代理をお願いしたいと存じます。益田委員におかれましては本日御欠席のため、事務局から改めて御本人に報告させていただきます。

それでは、次の審議事項に移らせていただきます。

本日は諮問事項が2件ございます。資料1－1、2－1によりまして、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

環境農林水産部長から諮問文をお渡しさせていただきますので、しばらくお

待ちください。

原田環境農林水産部長 大阪府環境審議会会長 櫻木弘之様

建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方について（諮問）

今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

大阪府知事 吉村洋文

代読でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（田淵参事） 諮問は以上でございます。

これ以降の議事につきましては、櫻木会長に進行をお願いしたいと存じます。
どうぞよろしくお願いいたします。

櫻木会長 それでは、議事を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御協力よろしくお願い申し上げます。

では、審議事項（２）の諮問「建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

嶺倉建築環境課長 都市整備部住宅建築局建築環境課長の嶺倉と申します。

ただいまより、審議事項（２）の諮問、建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方について、御説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元資料１－２を御覧ください。

当諮問につきましては、国の動きですとか大阪府の動き、取組状況を踏まえまして、建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進に向けた制度のあり方につきまして、貴審議会の意見を求めるものでございます。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、資料左側ですけれども、国の動きといたしましては、2025年２月に閣議決定されました第７次エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画におきまして、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて、脱炭素化とエネルギー安定供給の両立を目指し、それぞれの計画において省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用に向けた取組の方向性が明示されております。

省エネにつきましては、2030年に新築で、2050年にはストック平均で、それぞれZEH・ZEB水準を目指すことがうたわれております。創エネにつきましては、2030年に新築戸建住宅の6割で太陽光発電設備の設置を、2050年には設置が合理的な住宅・建築物に再生可能エネルギーの導入が一般的になることを、それぞれ目指すこととなっております。

そのための主な取組といたしまして、2025年4月より全ての建築物におきまして省エネ基準への適合が義務づけられており、2030年までにはその省エネ基準がZEH水準・ZEB水準まで引き上げられる予定となっております。

また、住宅トップランナー制度によりまして、大手ハウスメーカー等が供給する戸建住宅などにつきましては、省エネ基準を上回る基準への適合を徹底しておりまして、2025年度からは、新たに太陽光発電設備の設置率が、表にお示しのとおり建売戸建住宅では37.5%、注文戸建住宅では87.5%に設定されております。一方、賃貸アパート、分譲マンションといった共同住宅においては、太陽光発電設備の設置率の設定はございません。

次に、右側に移りまして、大阪府の動きや取組状況といたしましては、この3月に改定いたしました地球温暖化対策実行計画(区域施策編)におきまして、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けて、国を上回る温室効果ガス削減目標といたしまして、2030年度に48%削減、2035年度に62%削減、2040年度に75%削減することを新たに設定しております。

そのための取組指標の1つとしまして、府域の温室効果ガス排出量と密接な関係にある自立・分散型エネルギー導入量を設定しており、資料真ん中左側のグラフに記載されていますとおり、2030年度に250万キロワット以上、2035年度に300万キロワット以上としておりますが、現状の増加傾向が維持された場合、若干目標に達しない状況となっております。

また、資料真ん中右側のグラフにおきましては、大阪府では家庭と業務部門でCO₂排出量の5割以上を占めることが示されております。これらの部門におきましては、CO₂排出量の多くが建築物使用時のエネルギーの使用に伴うものであり、その環境配慮の促進に向けた取組の1つとしまして、前述の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)には、「義務制度の検討など、特定建築物に対する再生可能エネルギーの導入促進の強化」が提示されてございます。

まず、こちらの制度につきましては、2,000平米以上の新築等に対して、再生可能エネルギー利用設備の導入検討を義務付けておりまして、その結果、検討はするが導入しない場合もあり、今の時点では実際の導入が20%未満にとどまっているということでございます。要因など細かい話に関しましては、並行して具体の調査をかけていきたいと思っておりますので、今後の審議に向けて、より詳細に御説明できるようになればと考えてございます。

吉田委員 もう1点、近年いわゆるペロブスカイト太陽電池の実用化が進んでおりまして、大阪・関西万博でも実証が行われました。こうしたところで、改めて府としてペロブスカイト太陽電池の普及状況をどのように認識しているのか、また、今回検討する制度の中で、既設の公共施設への導入も含めまして、どのように取り組んでいくのかお示してください。

田村脱炭素・エネルギー政策課長 脱炭素・エネルギー政策課長の田村でございます。

ペロブスカイト太陽電池の導入につきましては、まさしく今年度から一般販売されている段階でございますので、導入が促進されるようにしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

普及状況につきましては、大阪府地球温暖化対策実行計画におきまして、2030年度で7万キロワットだったと思いますけども、導入目標を設定しておりますので、その目標に向けてしっかりと取り組み、普及状況を注視していきたいと考えております。

また、府有施設での導入につきましては、今年度予算措置をしていただいておりますので、調整のうえ、しっかりと導入を進めたいと考えています。それから、府有施設におきましては導入可能性調査も実施いたしますので、その調査結果も踏まえまして、今後、さらに導入を進めていきたいと考えております。引き続き、御支援、御協力、御指導いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉田委員 ありがとうございます。あえて言いますけども、導入から廃棄、また、リサイクルまでの流れをしっかりと視野に入れた制度設計を進めていただきますよう要望して、質問を終わります。

櫻木会長 ありがとうございます。

ほかに御発言のある方はいらっしゃいませんか。

東委員 東と申します。この対象とする建築物についてお伺いしたいんですけども。

まず1点は、特定建築物という名称を御使用なさっているんですけども、ほかの法律で特定建築物という名称を使っている法律が厚生労働省の建築物衛生法でありまして、延べ床面積の適用範囲とかも違った数値を使ったりしていますので、できれば、誤解がないように違う言葉をお使いになったほうがよいかなと思いました。

それと、この対象となる建築物が延べ床面積2,000平米以上の新築ということになっているかと思われます。2,000平米となると、中規模程度の比較的小さな見た目の建物も含まれるかと思われますが、その用途としては、住宅、非住宅全てで、例えば医療機関や公共施設、事務所ビルなどの様々な建築物が全て対象になるということでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思っています。

以上でございます。

嶺倉建築環境課長 ありがとうございます。今、2点御質問いただきましたが、

1点目につきましては、特定建築物という言葉の使い方というところであったかと思います。それにつきましては、今後、対象をどこにするかを検討していきますので、それと併せて言葉の整理も行っていきたいと考えてございます。

2点目につきましては、面積と用途に関して、現状、延べ床面積2,000平米以上でこういった用途のところを対象にされるのかという御質問だとお聞きしております。

我々としては、先ほど実行計画の取組指標として自立・分散型エネルギー導入量というのはお示しさせていただいておりますけども、こちらに対して実際に達成状況はどうなっていくかということをもっと分析したいと考えてございます。実際に導入していくとなった場合に、やっぱり導入しやすい、また、導入しづらいという部分もあるかと思っておりますので、その点を踏まえ、現行の制度の対象としている延べ床面積2,000平米以上で、用途に関していいますと、非住宅、あとは共同住宅も対象として検討を行っていきたいと考えてございます。

一方、戸建住宅に関しましては、トップランナー制度などにおいて一定導入が進むという見込みもございますので、その辺をどう踏まえていくかと考えてございます。ただし、そういった中でも、やはり面積的にこれでは目標達成に届かないということになってくれば、面積をもう少し落とすなりというところで考えていく必要があるのかなと考えてございます。

東委員 分かりました。ありがとうございました。

櫻木会長 ほかに御発言ございませんでしょうか。

田村脱炭素・エネルギー政策課長 脱炭素・エネルギー政策課長の田村です。

先ほどの私の発言において、ペロブスカイト太陽電池の導入量の目標を7万キロワットと申し上げましたが、8万キロワットが正確な数字でございましたので、発言を訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

櫻木会長 御訂正ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

くすのき委員 知識がない分野なので教えていただきたいと思います。これから再生可能エネルギー利用設備の導入を府内で進めていくというお話だと思いますが、さきほどのご説明の中で、まずは府有施設、公共施設に導入できるかどうかを検討していくということで合っていますでしょうか。

また、例えば民間事業者が導入したいとなった場合も同様に、導入できるかどうかの調査費用がかかると思いますが、府として何らか補助していくということでしょうか。

嶺倉建築環境課長 御質問どうもありがとうございます。1点だけ確認をさせていただきますけども、今の御質問は、この再生可能エネルギー、いわゆる太陽光発電全般のお話でお尋ねされているのか、ペロブスカイトのことでお尋ねされているのか、どちらでしょうか。

くすのき委員 全般です。

嶺倉建築環境課長 ありがとうございます。今御質問いただきました内容は、今後、義務化と併せて、補助制度などについても検討していくのかということかと思えます。

今回の諮問内容といたしましては、導入促進を図るための制度について取組の方向性を挙げさせていただいておりまして、そこではもちろん義務化だけで

はなくて、逆に補助制度になるのか、こういった形になるか分からないですけども、幅広に検討していく必要があると考えてございます。

くすのき委員 ありがとうございます。

櫻木会長 ほかに御発言ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、この案件は、専門的でもあるということでございまして、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして設置する専門部会で審議していただいたらどうかと思っております。

本件につきまして、既存の気候変動対策部会がございますので、この部会を活用するということにさせていただければと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

櫻木会長 ありがとうございます。

それでは、御異議なしということで、部会で諮問事項を御検討いただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、審議事項(3)の諮問「今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

定環境保全課長 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課長の定でございます。今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方についての諮問について御説明をさせていただきます。着座にて御説明させていただきます。

それでは、資料2-1の2ページ目、裏面に諮問内容について御説明を記載してございますが、資料2-2の左上に諮問の趣旨をまとめておりますので、こちらで御説明をします。

まず、諮問の背景でございますが、大阪府においては、大阪湾の環境の保全等について、主に2つの制度、計画に基づいて取り組んでまいりました。

1つ目は水質総量削減制度で、国が定める基本方針に基づき9次にわたって総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を設定して、COD等の汚濁物質の総量削減等の取組を進めてまいりました。

2つ目は、国が定める瀬戸内海環境保全基本計画に基づきまして大阪府計画を策定して、湾奥部における生物が生息しやすい場の創出などの取組を進めて

まいりました。

いずれの計画も大阪湾の環境の保全等に関する計画でございますことから、大阪府ではこれらの計画に基づく施策をより一体的に推進をするため、両計画を1つの計画とした『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン』を令和4年10月に策定しております。

令和8年5月に国の中央環境審議会から第10次の総量削減のあり方について答申がされてございます。こちらの答申では、依然として貧酸素水塊、酸素に乏しい水質ですが、この貧酸素水塊の発生などの水環境保全上の課題が残る海域が存在する一方で、一部の海域では栄養塩類の不足による水産資源への影響が指摘されており、今後は、特定の水域ごとに目指すべき水環境の姿を地域が主体となって定め、きめ細やかな水環境管理への転換を図ることが必要であるとされてございます。そのため、これまで削減のみを目標としてきた汚濁負荷の総量削減制度について、総量管理制度に転換するということが示されてございます。

『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン』ですけれども、こちらはおおむね5年ごとに見直しを行うこととされてございます。また、今後、国において第10次総量削減基本方針の策定に向けた検討が進められる予定となっております。その検討状況と大阪湾の状況を踏まえまして、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出を進めていくため、府で定めているプランのあり方について御審議いただきたいと考えてございます。

次に、資料の左下に『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン』の概要をまとめております。

一番下の削減目標量を御覧ください。こちらでは、化学的酸素要求量（COD）、汚濁の指標でございますが、このCOD、それから、窒素、りんについて、いずれの項目も、大阪府の第9次総量削減計画において目標年度である令和6年度の削減目標量を既に達成を確認してございます。

次に、資料右の大阪湾の状況について御説明をします。

まず、CODについてですけれども、グラフを御覧いただきますと、濃度は各海域とも横ばいの傾向で、令和6年度の大阪湾全域での環境基準達成率は66.7%となっております。

次、真ん中の窒素とりんにつきましては、近年は継続的に環境基準を達成しております。窒素の濃度はグラフで赤く示しております湾奥部、Ⅳ類型と申しますが、こちらが高くなっており、グラフで青く示した湾の南部、Ⅱ類型ですけども、こちらが低い状況となっております。りん濃度も同じように、湾の奥部で高く、湾の南部で低くなっております

水産用水基準については、この基準を下回る海域については、閉鎖性内湾では生物生産性の低い海域とされてございますが、湾南部の窒素とりんの濃度については低下傾向にあり、特に窒素については水産用水基準に近づいてきている状況になってございます。

次に、底層DO、底層の溶存酸素でございますけれども、こちらについては、年度の最小値は長期的には横ばいではありますが、ここ数年は低下傾向にあります。

底層DOについては、令和4年12月に大阪湾奥部で類型指定がなされ、2ミリグラム／リッターの環境基準値が設定されております。環境基準の評価はまだ開始されておきませんが、湾奥部における年度最小値は、貧酸素に対する耐性が強い、貧酸素の状態に耐えるとされる水生生物の生息に必要とされる2ミリグラム／リッターの数字を下回っている状況でございます。要は、生物の生息に対しては非常に悪い状況になってきているという状況です。

次にその右側、大阪湾のブルーカーボン生態系について、でございます。

藻場、干潟などのブルーカーボン生態系は、CO₂の吸収源となるほか、溶存酸素の供給などによる水質改善、魚類等の産卵と生育の場の創出による生物多様性の向上など、多面的な機能を有しています。

大阪府では、大阪・関西万博を契機としまして、大阪湾をブルーカーボン生態系の回廊（コリドー）でつなぐ「大阪湾MOBAリンク構想」の実現をめざして、民間企業等との連携により、ブルーカーボン生態系の湾奥部における再生・創出や、湾南部などにおける保全・再生に取り組んでいるところです。

次に、検討内容（案）についてですが、検討内容については、第10次の総量削減計画及び総量規制基準を含めた『『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン』の進捗点検と見直しのあり方になります。

御審議いただくに当たっての主な論点につきましては、湾奥部の環境改善、

それから、湾南部の栄養塩類管理のあり方、多様な生物を育む場の確保を予定してございます。

次に、検討スケジュール（案）について御説明をします。

本件については、水質部会で御審議をいただければと考えてございます。

環境省の第10次総量削減基本方針の策定期間により前後する可能性はございますが、来年の6月ないし7月頃の環境審議会において答申をいただいた上で計画変更案を作成し、パブリックコメント等を経て、同年10月頃にプランを変更できればと考えてございます。

御説明は以上でございます。

櫻木会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

寺川委員 寺川です。私は生物多様性部会のほうに所属しておりますので、このブルーカーボン生態系の最後の多様な生物を育む場の確保というところに非常に興味を持っておりますが、ここで言う多様な生物を育む場というのは水域だけなのか、それとも沿岸あるいは陸域、どこまでを想定されているのかなどというのがちょっと気になりました。当然ながら生き物は、水域だけではなくて陸と行き来している生き物もありますし、野鳥のようにシギ類が干潟を利用したりということもありますので、ここで言う湾奥部の環境改善をする対象として、水域あるいは沿岸、陸域、どのような範囲のお考えかをお聞きしたくて質問いたします。

櫻木会長 事務局、お願いします。

定環境保全課長 環境保全課、定より御説明をいたします。こちらでございますけれども、施策としては、大阪湾の環境の保全・再生・創出ということで、一義的には大阪湾水域の沿岸部を含む水域のブルーカーボン生態系ということを目的としてございますけれども、その実現に向けた幾つかの取組の中で、例えば里海づくりといった部分も重要な取組として位置づけてございます。

この里海づくりに関しましては、環境省がかねてから施策展開をしている中で、森・里・川・海、都市部では街も含めてですけれども、森や川など陸域の環境要素とも非常に密接に結びついて望ましい里海の環境ができるという考え

方を中心に据えてございまして、そういった視点で施策を推進することは大阪湾においても大変重要なことと考えてございますので、施策の推進に当たっては、陸域の環境との関係性、より良好な関係性についてもめざしていくことが必要と考えてございます。

以上でございます。

寺川委員 ありがとうございます。非常にその点が重要だと考えておりますので、その方向で御検討よろしく願いいたします。

以上です。

櫻木会長 どうもありがとうございました。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

前迫委員 ありがとうございます。今、寺川委員からも御質問があって、大阪府のほうからも御説明いただいたので、この大阪湾のブルーカーボン生態系というのが、海域だけではなく陸域と海域とのつながりも考えた保全・再生を実施されるということをお聞きして、非常に安心というか、その方向でぜひお願いしたいと思っております。

大阪湾の沿岸部は砂浜がほとんどないような、人工の養浜海岸であることは多いんですが、その中でも本当に里海のその湾奥の部分、砂浜と干潟と藻場をつなぐようなところに、やはり海の影響を受けて自然が戻ってきているというところがわずかに点在しております。それをもっと線から面につなげていくような施策といいますか、保全・再生・創出を推進いただきたいと思います。

今、陸域も想定しているということをおっしゃっていただいたので、非常にありがたく安心しているのですが、もう砂浜のエリアが面積的にも少ないですし、注いでいる川からの砂の運び込みというか、ダムとかの影響もあって、砂浜がこれから広がっていくとか、面積的に大きくなっていくのがなかなか大変なような状況ではあるんですけれども、そういったことも含めて、本プランを進めていただけるということでもいいのかどうかをいま一度補足いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

櫻木会長 今の点、再度事務局からご説明をお願いします。

定環境保全課長 御説明をいたします。御指摘のとおり、特にこの資料で書い

てございます「大阪湾MOBAリンク構想」で、湾の奥のところはこのリンクが切れているミッシングリンクとなっており、ここが非常に課題の多い海域であるというふうに、この構想を考えたときから考えてございます。

実はこの海域は港湾域でございますので、港湾機能維持のためには、やはり浅い水域とか砂浜とか干潟とかを大規模に再生することは非常に難しい海域でございますけれども、人工的な護岸でも消波ブロックであるとか傾斜型の護岸のところがたくさんございまして、そういったところには藻類も現に繁茂している、あるいは繁茂できる可能性があるということを、過去、万博までの数年間いろんな調査を行いまして、また、藻が実際に着生するかどうかといった技術実証の事業も行いまして、現に万博会場付近の咲洲の護岸のところでは万博までに実際に藻場もつくることができました。消波ブロックの護岸ですが。そういったことも実績を確認しまして、万博でもアピールをしたところでございます。

昨今、そういった消波ブロックあるいは垂直型の護岸でも、いろいろ工夫をして藻類を繁茂させられるといった技術もいろんなところで検討されているようでございます。そういった技術もいろいろ活用しながら、港湾域の護岸、企業の持っている護岸にも藻を生やせるところを増やしていく。そうしましたら、そこからまた孢子が流れていって、周辺の海岸線にも藻が増えていく可能性は十分あるのではないかと考えております。

また、こういった海域は河川とか市街地から栄養塩も比較的多く流れ込んでいるところでございますので、いろんな条件を整えると、藻類、藻場の環境を再生していくことは十分可能性があるんじゃないかと、これまでの取組で見込んでございますので、そういった港湾域での難しさをいろんな形で克服していく手段を駆使しまして、いろんな取組ができるんじゃないかと考えてございます。そういったあり方をまた御検討いただいて、今後の施策に生かしていきたいと考えてございます。

以上です。

前迫委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

櫻木会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

藤田委員 今のやり取りを伺っていて、お伺いしたいことについては、あらかた理解できました。最後の御質問については、ブルーインフラについても今回様々評価等をなさるとのことと、里海については戦略的「令和の里海づくり」支援事業に大阪府さんはこの２年間で２か所指定されていますが、その実施状況や評価などについても御議論されると理解いたしました。

さらに、万博のレガシーをどのように残すのかについては、Ｊブルークレジットのように自然由来のカーボンクレジットの議論などもあるかと思います。現行の方向性としては、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去とか発生抑制等について、例えば大阪ブルー・オーシャン・ビジョンのおおさか海ごみゼロプランですとか、あるいは大阪湾再生行動計画などとも、その生態系を含めてどのように大阪湾を考えていくのか、今回は瀬戸法等々の総量、水質の話が中心的な議論になるかと思いますが、海をめぐる様々な計画・議論等も踏まえて、総合的に今回の見直しを行っていただきたいと思います。もし補足的な御説明等ございましたら御共有いただきたいと思います。質問というよりは意見です。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

櫻木会長 ありがとうございます。

ただいまの御質問、御意見に対して、事務局のほうから何かございますか。

定環境保全課長 ありがとうございます。今御意見いただきましたとおり、まさに海の持つ多様な環境側面について総合的に政策のあり方を検討していくということでございまして、総量削減制度というのはもともとは水質を中心とした考え方でもございましたけれども、諮問の名称にあります「大阪湾」について、プランでは、我々考えてございます「豊かな大阪湾」、きれいだけではない、「豊かな大阪湾」という言葉には、今お示しをいただいた非常に多様な側面、水質以外のごみゼロ関係も含みますし、海岸域の親しみやすい海岸といったようなあり方、そういったことも含めた環境の豊かさというのを追求していくということを、施策のあり方で考えてございます。そういったところに関係する要素について総合的にあり方を検討していく考えでございます。よろしくお願いいたします。

櫻木会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

伊藤委員 伊藤でございます。もしかすると水質部会のほうで今後検討いただくような質問になってしまうかもしれませんが、ご容赦ください。

今回水質に着目をした御説明をしていただきました。これまでは、窒素・りんなどの栄養塩類を富栄養化の要因（汚染物質）として削減していく方向で施策が進められてきたところです。一方で、最近では海水中の栄養塩が不足している状況となったため、今後は、豊かな海をつくるために水質を管理していく必要があるという全体的な認識の中で、個別の施策を進めていくということだと理解いたしました。

当然大阪湾の海水は流れがあり、時計回りの潮流により循環しています。そのような自然環境の中で、実際に水質を管理していくためのアイデアをお持ちでしたら、お聞かせいただきたいです。モニタリングで水質変化を追跡することはできますが、その結果として特定の地域で栄養塩類を増やしたいと考えた場合、具体的にどのような方法があるのかなと思っております。この場での個別の議論ではないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

櫻木会長 事務局、よろしくお願いいたします。

定環境保全課長 海域には、御指摘のとおり大きく循環流というのがございますけれども、一旦海域に出てしまった栄養塩というのを、人為的に、より拡散させるとか移送させるというのは、大変技術的には難しいということでございます。

現在、栄養塩類の管理については、瀬戸内海沿岸の幾つかの県でも取組を始めているところでございますけれども、そちらで行っている取組は、いずれも陸域の排水量の多い事業所、ほとんどは下水処理場ですけれども、そちらの事業所を幾つか指定いたしまして、栄養塩類の管理計画というふうな計画の中で位置づけまして、その事業所については窒素とリンの排出の濃度を緩和できるといった形で、ちょっと多めにその水域に対して流出をさせるということで栄養塩類管理を行うという方法が取られてございます。

大阪湾においては、湾の奥部と湾の南部で水質の状況は随分違います。湾の奥部については、まだ酸素が非常に低い、底層DOが非常に低い、悪い水質が広がってございますので、湾の奥部ではこの取組はちょっと難しいと思ってご

ざいます。湾の南部については、水質が随分きれいな状況になってきてございます。ただ、湾の南部になりますと、1か所だけ下水処理場がございますけども、それ以外にはあまり大きな排水量を持っている事業所がない実態です。

いろんな技術的な検討はやってございまして、その下水処理場も窒素・りんを出そうと思うと、CODという汚濁物質の基準指標がございますけども、こちらについては現行の排水基準を守らないといけませんので、CODの基準を守りながら窒素・りんの放出を増やすということはなかなか大規模には難しいところです。ですので、水域の濃度を変えるところまで栄養塩の放出を増やすということは技術的にはなかなか難しいところというのは、これまでの検討で分かってございますが、ただ、放出をさせた沿岸域においては環境改善の可能性もあるかもしれません。

そういったあたりを、これからまた諮問させていただいた後の水質部会の議論の中で、そういった状況でも改善を目指して何らかの手法で栄養塩類管理に取り組んでいくべきかどうかといったあり方について、御議論をお願いできればと考えているところでございます。

以上です。

伊藤委員 大変よく分かりました。ありがとうございます。

櫻木会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

岡委員 漁業者の代表の岡です。もう単純なことですね。いろいろ窒素、りんとか言われていますけど、そういうのは我々にはあんまり化学的なことは分からんもんでね。それは専門の先生方をお願いして、我々漁業者としては、環境面では、これからこの梅雨どきになったら、船が走れんぐらい川からごみが大量に流れ込んでくるわけですよ。だから、大げさに言うたら、魚だって腹を開いたらプラスチックの容器が腹の中に入っていたりとかね。そういう魚がいっぱい出てくる。この梅雨どきになったら特にひどいです。だから、生活ごみがほとんど海に流れ込んでくるもんで、それを何とか環境面で各先生方とか、先生方に言うても仕方ないのか分かれへんけど、各自治体に、淀川はじめ、大和川はじめ、いろんな河川が海に流れてくるんですけどね。その川の中から、この梅雨どきが一番大変なんでね。それを何とかする方法って考えてもらいたい

なと思っています。

それは我々漁業者としてのお願いですわね。それだけ海は我々にとってはもう生活の一部やからね。今年は特に「全国豊かな海づくりおおさか大会」があるもんでね。我々にとってはこの海をもっともっと大切にしたいし、生活ごみをどないかして減らしてもらいたいなと思って。もう網なんか取ったら、プラスチックの洗剤の容器とかそんなものがいっぱい網の中に入ってくるわけなんですよ。ほんで、この梅雨どきになったらもう樹木やな。山からの枝とか葉っぱとか、そういう木がいっぱい流れ込んできて、ほんまにひどいときやったら大きな大木まで流れてくるので。そしたら、それに当たって船が傷んだりとかね。この梅雨どきが来たら大変なんですよ。

だから、僕はもう環境面で言うのやったら、川にごみを流さんように。生活ごみがほとんどなんでね。それを何とかしてもらいたいなというお願いですわね。すいません。

櫻木会長 ありがとうございます。

海のごみの件も含めて、事務局から何かコメントございましたらお願いいたします。

定環境保全課長 海に流れ込むごみ、大変大きな問題でございまして、特にプラスチックごみについては長期にわたって滞留し、また、分解をしてマイクロプラスチックの状態になって、非常にいろんな悪影響を及ぼすということが指摘されてございます。

国のほうも、現状では国際的には2040年に実質的に陸域から新たに流れ込むプラスチックごみの量をゼロにしていくということを掲げて、いろんな自治体と連携をしながら取組を展開しているところでございます。大阪府においても、海ごみゼロプランということを掲げまして、いろんな取組を検討しながら、なかなか難しい課題ではございますけれども取り組んでいるところでございます。

そういったポイントも今回の検討の範囲内に含まれてございますので、また今後の取組のあり方というのをしっかり御議論いただきまして、いろんな主体、関係機関であるとか企業との連携も必要となってくると思いますが、そういった連携も広げながら取組を進めていく必要があると認識してございます。

以上です。

櫻木会長 ありがとうございました。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

多くの御質問、また、御意見いただいてありがとうございました。

それでは、これ以外には御発言がないようですので、この案件につきまして、専門的であるということをごさしまして、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして設置いたします専門部会で審議していただけたらいかかと思えます。

内容的に、本件につきましては、先ほど御指摘もございましたが、既存の水質部会がございますので、この部会を活用することにさせていただければと考えておりますけども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

櫻木会長 それでは、御異議ございませんようですので、部会で諮問事項を御検討いただきたいと思います。先ほど御質問、御意見いただいた部分も検討内容に含めるということをお願いいたします。

それでは、続きまして、審議事項の(4)「気候変動対策部会運営要領の改正について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

田村脱炭素・エネルギー政策課長 脱炭素・エネルギー政策課長の田村でございます。気候変動対策部会運営要領の改正につきまして、資料3により御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、右側の旧要領のほうの「第2 所掌事項等(1)」を御覧いただきたいと思います。昨年度の大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の見直しについての答申をいただきまして、それを踏まえまして、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を大阪府地球温暖化対策実行計画へ統合しましたため、「おおさかヒートアイランド対策推進計画」の文言を削除するというものでございます。

次に、旧要領「第2 所掌事項等の(3) その他気候変動対策の施策や制度のあり方に関する事」についてですが、これまでこの規定に基づきまして条例等の制度のあり方に関して御検討いただいておりますが、これをより明確化するため、新要領の「第2 所掌事項等(1)」に「大阪府における気候変動対策の制度に関する事」と明記させていただきました。

次に、新要領「第2 所掌事項等（4）」のところでございます。大阪府地球温暖化対策実行計画に基づく事業の実施に当たりまして、今後、専門的な見地からの審査を必要とするものが考えられますため、新たに追加するものでございます。また、審査に関する部会決議は、速やかな事業実施につなげるためにも、部会の専決事項にさせていただきたく、新要領「第4 会議（3）、（4）」に所要の規定を追加しております。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

櫻木会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。資料では下線を引いてあるところが変更箇所かと思えます。

それでは、特に御質問、御意見ございませんようですので、異議なしということで、気候変動対策部会の運営要領を原案のとおり改正するというにさせていただきますと存じます。どうもありがとうございました。

では、続きまして、審議事項（5）の「環境・みどり活動促進部会の改編について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

田村脱炭素・エネルギー政策課長 引き続き、脱炭素・エネルギー政策課長の田村から御説明させていただきます。

審議事項（4）「環境・みどり活動促進部会の改編について」ということで御説明させていただきます。資料の4－1を御覧ください。

環境・みどり活動促進部会は、環境保全及び緑化に関する活動の促進施策や各分野の基金の運営及び活用事業などについて調査審議するために、平成25年度に設置されました。部会での審議を進めるに当たって、環境分野、みどり分野のそれぞれの分野の審査案件や審議事項の増加に伴いまして、委員の皆様の御負担が増大したため、平成28年度から環境分野とみどり分野に分かれて御審議をいただいております。ただし、部会長及び両分野を兼ねる一部の委員におかれましては、全ての部会に御出席をいただいております、非常に御負担が大きい状況でございました。

課題として記載しておりますとおり、令和7年度の部会は年間で合計8回開催されております。また、令和8年度は「大阪府みどりの広域計画」の改定を踏まえた新たな施策検討など、各分野での専門的な事項について集中的に御議

論いただく予定であり、さらに開催回数の増加が見込まれることから、部会長や両分野を兼ねる委員の皆様の御負担にも配慮しつつ、より機能的かつ専門的な議論の進め方の検討が必要と考えております。

そのため、対応案といたしまして、環境・みどり活動促進部会を「環境活動促進部会」と「みどり推進部会」に分野ごとに分離して、それぞれに部会長を置くことで、より機能的かつ専門的な議論を行えるようになると考えております。

また、部会分離後におきましても、環境審議会への部会からの報告により情報共有を行いますとともに、本審議会が多岐にわたる分野の委員の皆様からも御意見をいただきまして、部会での審議につなげていけるものと考えております。

資料４－２及び４－３は、本部会を分離することとなった場合における各部会の運営要領の案となっております。

現行の部会運営要領を参考としておりまして、主な変更点としましては、要領の「第２ 所掌事項等」の記載内容を分野ごとに分けたものとなっております。変更事項につきましては、下線でお示しをさせていただいております。

説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

櫻木会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問ございませんでしょうか。資料４－２、４－３の部会を分離した場合における運営要領についても併せて御質問ございましたらお願いいたします。

それでは、特に御質問、御意見ございませんようですので、御異議なしということで、環境・みどり活動促進部会について原案のとおり分離するということにいたしまして、各部会の運営要領は、資料にございます４－２及び４－３のとおりとさせていただきたいと存じます。

各部会の部会長及び所属委員につきましては、大阪府環境審議会条例に基づき、後ほど私のほうから指名させていただければと存じます。

どうもありがとうございました。

では、続きまして、審議事項（６）の「循環型社会推進計画部会及び食品ロス削減推進計画部会の廃止について」、御審議をいただきたいと存じます。

循環型社会推進計画部会は新たな計画の策定、食品ロス削減推進計画部会は計画の見直しのために設置された部会でございまして、部会を設置後は、熱心に御検討いただき、部会報告として取りまとめていただいたところでございます。

この報告をもとにいたしまして、今年1月の本審議会において答申し、答申を踏まえて、3月末に計画が策定及び改定されたところでございます。

つきましては、部会としての役割を終えておりますので、この2つの部会の廃止をお諮りしたいと考えておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

特に御異論ないようですので、異議なしということで、この循環型社会推進計画部会及び食品ロス削減推進計画部会について廃止するということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

では、続きまして、報告事項に進みたいと思います。

本日は1件の報告がございます。報告事項(1)「環境保全基金活用事業の審査結果について」、環境・みどり活動促進部会の花田部会長代理から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

花田部会長代理 それでは、増田部会長の代理として、花田から、環境・みどり活動促進部会における環境保全基金活用事業の審査結果について御報告させていただきます。

資料5を御覧ください。

大阪府環境審議会条例及び環境・みどり活動促進部会運営要領の規定に基づき、当部会の決議につきましては、大阪府環境審議会の決議とされ、部会長は、部会で決議した事項について、審議会に報告しなければならないとされております。

令和8年5月21日に開催いたしました第1回環境・みどり活動促進部会において、「環境保全活動補助事業」の審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

本補助事業は、府民や事業者による豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、大阪府環境保全基金を活用して、他の模範となる環境保全活動等に対して補助金を交付するものでございます。

今回、応募のあった案件について、環境の保全・創造の寄与、波及効果等の項目について審査を行い、資料5の表のとおり、1件の事業を補助事業対象としてふさわしいものと認めました。

特定非営利活動法人大阪環境カウンセラー協会による『次世代に繋ぐ福祉面に特化した環境教育伝道者の育成 part 2』と題した環境教育インストラクター応募資格取得セミナーや福祉施設・学校を対象にした環境出前授業を実施する事業でございます。

以上1件を補助対象としてふさわしいものと認めましたので、ここに御報告させていただきます。

以上でございます。

櫻木会長 御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問ございましたらお願いいたします。

特に御質問がないようですので、ただいまの御報告について、本審議会としてお受けしたいと思います。どうもありがとうございました。

花田部会長代理 ありがとうございました。

櫻木会長 それでは、全体を通して何か御発言がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から今後の予定などございましたらお願いいたします。

司会（田淵参事） 今回の審議会につきましては、令和9年1月頃の開催を予定しておりますので、また御案内させていただきます。

櫻木会長 ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了しました。

委員の皆様、長時間にわたり議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（田淵参事） どうもありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。皆様方、どうもありがとうございました。

—— 了 ——